

北海道告示第 11080 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 35 の 8 第 2 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から届出があった。

令和 6 年(2024 年) 6 月 2 8 日

北海道知事 鈴木 直道

1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

東京都千代田区富士見二丁目 7 番 2 号

一般財団法人ベターリビング 理事長 眞鍋 純

2 変更事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地に大阪事務所を追加

変更前

本部

東京都千代田区富士見二丁目 7 番 2 号

名古屋事務所

愛知県名古屋市中区栄四丁目 3 番 26 号

変更後

本部

東京都千代田区富士見二丁目 7 番 2 号

名古屋事務所

愛知県名古屋市中区栄四丁目 3 番 26 号

大阪事務所

大阪府大阪市中央区本町二丁目 6 番 8 号

3 変更しようとする日

令和 6 年(2024 年) 7 月 1 日